

改正

平成24年12月28日条例第33号

平成25年9月27日条例第26号

平成28年3月31日条例第16号

令和2年3月31日条例第11号

坂出市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第3章 議会と執行機関の関係（第7条—第10条）

第4章 議会の機能の強化（第11条—第18条）

第5章 議員の政治倫理、定数および報酬（第19条—第21条）

第6章 最高規範性（第22条・第23条）

付則

坂出市民から選挙で選ばれた議員により構成される坂出市議会は、同じく選挙で選ばれた坂出市長とともに、それぞれ市の代表機関を構成し、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この2つの代表機関は、互いに健全な緊張関係を保つことにより、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論を深め協力しながら、坂出市としての最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。

地方分権の流れは、確実に自治体に押し寄せており、その中であって議決機関としての議会の果たすべき役割と責任は大きくなっています。

そこで議会は、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、議員間の自由な討議の展開、議員の資質向上、監視および評価機能の充実、政策立案および提言機能の強化が求められています。また、積極的な市民参加を推進し、多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねなければなりません。

議会は、市民とともにふるさとの豊かな自然を守り、先人が築き上げてきた歴史と固有の文化を

発展させ、次代に引き継がなければなりません。

そして、今を生きる市民の生活を守り、市民の輝かしい未来を確かなものにするために、市民福祉の向上に全力を尽くすことを誓い、議会および議員の果たすべき役割と責務を明確にするため、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会および議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、公正で民主的な市政の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性の重視を旨とし、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 政策決定をすることならびに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について監視および評価機能を果たすこと。
- (2) 提出された議案の審議または審査を行うほか、独自の政策の立案および提言を行うこと。
- (3) 市民に対して説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政および議会活動に反映させること。
- (5) 議長および副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であることおよび合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査および研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(会派)

第4条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加および市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責

任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議ならびに常任委員会、特別委員会および議会運営委員会（以下「委員会」という。）を原則公開とする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところによる参考人制度および公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 5 議会は、請願および陳情を市民による政策提案と位置づけ、その審議および調査に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障するものとする。

（議会報告会）

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報および意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第3章 議会と執行機関の関係

（議員と市長等執行機関の関係）

第7条 議会審議等における議員と市長等およびその職員との関係は、次に掲げるとおり、緊張関係の保持に努めなければならない。

- （1）本会議の質疑応答は、広く市政上の論点および争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- （2）議長から本会議および委員会への出席を要請された市長等およびその職員は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対し、質疑および質問の論点整理におけるものに関して反問することができる。
- （3）議員は、会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問をすることができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
- （4）議会は、議員が行う口頭による要請に対し、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応および経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

（議会審議における論点情報の形成）

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案にいたるまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) まちづくり基本構想との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる有効性およびコスト計算

2 議会は、予算および決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別、事業別の説明を市長に求めるものとする。

(監視および評価)

第9条 議会は、市長等の施策および事業の執行について、事前事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して、市長等の施策および事業の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案、政策提案および政策提言)

第10条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正および決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行う。

第4章 議会の機能の強化

(議会の合意形成)

第11条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議および委員会において、議員、委員会および市長提出議案ならびに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策および課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

(委員会の活動)

第13条 委員会の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会の委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を公正な立場に立ち作成するとともに

に、質疑に対する答弁は責任を持って行わなければならない。

3 委員会は、市民から要請があれば、審査の経過等を説明するものとする。

(政務活動費の執行と公開)

第14条 議員は、調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、坂出市政務活動費の交付に関する条例(平成13年坂出市条例第1号)を遵守しなければならない。

2 会派または議員は、市民から書面により、政務活動費の書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、坂出市情報公開条例(平成14年坂出市条例第1号)第7条第1号に規定する個人情報を除く。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成および立案能力の向上等を図るため、広く各分野の専門家および市民等との議員研修会を開催することができるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議員の政策形成および立案を補助する組織として、議会事務局の調査および法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議案に対する各議員の対応はもとより、議会活動を議会広報で公表するなど、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会図書室の設置)

第18条 議会に議会図書室を置き、議員のみならず、誰もがこれを利用することができるものとする。

第5章 議員の政治倫理、定数および報酬

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力および市の事業課題ならびに類似都市の議員定数と比

較検討し、決定するものとする。

- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合および市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項または法第112条第1項の規定に基づき、委員会または議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、前条第3項と同様に委員会または議員から提出するものとする。

第6章 最高規範性

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証の結果に基づくほか、常に市民の意見および社会情勢の変化等を勘案しながら、必要があると認めるときは、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由および背景を詳しく説明するものとする。

付 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月28日条例第33号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

付 則 (平成25年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第20条第3項の規定は、平成25年3月1日から適用する。

付 則 (平成28年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。